

魚沼圏域地域医療構想調整会議 医療機能分科会設置要綱

（目的）

第1条 魚沼圏域における、病院の担う役割のとりまとめに関する事項や、将来の病床機能の姿のとりまとめに関する事項について具体的に協議するため、本分科会を設置する。

（構成）

第2条 分科会は、別紙に定める機関により構成する。

（運営）

第3条 会議は非公開で開催する。

2 構成機関の協議により必要な者の出席を求めることができる。

3 魚沼圏域内の構成機関以外の病院、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町は、オブザーバーとして分科会に出席し、発言することができる。

4 協議結果について、魚沼圏域地域医療構想調整会議に報告する。

（庶務）

第4条 分科会に関する庶務は、南魚沼地域振興局健康福祉環境部において処理する。

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、本分科会の運営に関し必要な事項は、協議により定める。

附則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。

この要綱は、令和6年8月27日から施行する。

この要綱は、令和6年12月24日から施行する。

別紙

No.	機関名
1	小千谷市魚沼市医師会
2	南魚沼郡市医師会
3	十日町市中魚沼郡医師会
4	魚沼市立小出病院
5	新潟県地域医療推進機構 魚沼基幹病院
6	南魚沼市立南魚沼市民病院
7	齋藤記念病院
8	湯沢町保健医療センター(町立湯沢病院)
9	県立十日町病院
10	県立松代病院
11	町立津南病院
12	新潟県看護協会うおぬま支部